

昭和四十四年法律第五十八号

農業振興地域の整備に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 農用地等の確保等に関する基本指針（第三条の二・第三条の三）
- 第三章 農業振興地域整備基本方針（第四条—第五条の三）
- 第四章 農業振興地域の指定等（第六条・第七條）
- 第五章 農業振興地域整備計画（第八条—第十四条の六）
- 第六章 土地利用に関する措置（第十四条—第十九条）
- 第七章 雑則（第二十条—第二十五条）
- 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）

第一章 総則

第一条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であるとして認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来的見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。

第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）

第二章 農業振興地域の整備の原則

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

第五条 農林水産大臣は、基本指針を定めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第六条 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第七条 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

第八条 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

第九条 農林水産大臣は、基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十条 農林水産大臣は、前項の協議を受けたときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（前号の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針

第二条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第六条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第七条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第八条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第九条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十一条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十二条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項

第二章 農業振興地域整備基本方針

第三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第六条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第七条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第八条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第九条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十一条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十二条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十六条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 農林水産大臣は、必要があるとして認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県知事から定められた農業振興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて前項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三章 農業振興地域の指定等

第四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第六条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第七条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第八条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第九条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十一条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十二条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十三条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十四条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十五条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十六条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第十七条の二 農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。

- 一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
- 二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
- 三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

3 農業振興地域の指定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったものに限る。）については、してはならない。

- 4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
- 5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。
- 6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（農業振興地域の区域の変更等）

第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第四章 農業振興地域整備計画

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項
- 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 五 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 六 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
- 七 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあっては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。
- 八 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二号第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（都道府県の定める農業振興地域整備計画）

第九条 都道府県は、政令で定めるところにより、前条第二号から第六号までに掲げる事項で受益の範囲が広域にわたるものその他当該都道府県における農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

（農業振興地域整備計画の基準）

第十条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

- 2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。
- 3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。
- 一 集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の施設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地
- 三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

- 4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七條第四項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。
- 5 農業振興地域整備計画のうち第八條第二項第六号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）

第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、当該公告を行った市町村の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、当該市町村に意見書を提出することができる。
- 3 第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。
- 4 市町村は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。
- 5 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に對し審査を申し立てることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決してなければならない。
- 7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八條第一項本文、第四十三條及び第五十四條第一項本文を除く。）を準用する。
- 8 市町村は、第三項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、かつ、第五項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときでなければ、第八條第四項の協議の申出をしてはならない。





栽培を耕作に該当するものとみなして適用する  
 同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十  
 七条において同じ。が含まれる土地に係るも  
 のであるときに限る。は、あらかじめ、農業  
 委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第  
 十八号）第四十三条第一項に規定する都道府  
 県機構（次項において「都道府県機構」とい  
 う。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法  
 第四十二条第一項の規定による都道府県知事  
 の指定がされていない場合は、この限りでない。  
 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等  
 は、第一項の許可をするため必要があると認め  
 るときは、都道府県機構の意見を聴くことがで  
 きる。  
 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において  
 開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行  
 為を除く。）をしようとする場合においては、  
 国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議  
 が成立することをもつて同項の許可があつたも  
 のとみなす。  
 9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成  
 立させようとする場合について準用する。  
 10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の  
 指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令  
 で定める。  
 （監督処分）  
**第十五条の三** 都道府県知事等は、開発行為に係  
 る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用  
 を確保するために必要な限度において、前条第  
 一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に  
 付した同条第五項の条件に違反して開発行為を  
 した者又は偽りその他の不正な手段により同条  
 第一項の許可を受けて開発行為をした者に対  
 して、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定  
 めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること  
 ができる。  
 （農用地区域以外の区域内における開発行為に  
 ついての勧告等）  
**第十五条の四** 都道府県知事等は、農業振興地域  
 の区域のうち農用地区域以外の区域内において  
 開発行為を行っている者がある場合において、  
 その開発行為により、農用地区域内にある農用  
 地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の  
 耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす  
 災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用  
 地等に係る農業用排水施設の有する機能に著  
 しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整

備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認  
 められるときは、農用地区域内にある農用地等  
 の農業上の利用を確保するために必要な限度に  
 おいて、その者に對し、その事態を除去するた  
 めに必要な措置を講ずべきことを勧告すること  
 ができる。  
 2 都道府県知事等は、前項の規定による勧告を  
 した場合において、その勧告を受けた者がその  
 勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の  
 内容を公表することができる。  
 （国及び地方公共団体の責務）  
**第十六条** 国及び地方公共団体は、農用地利用計  
 画を尊重して、農用地区域内にある土地の農業  
 上の利用が確保されるように努めなければなら  
 ない。  
 （農地等の転用の制限）  
**第十七条** 都道府県知事及び農地法第四条第一項  
 に規定する指定市町村の長は、農用地区域内に  
 ある同法第二条第一項に規定する農地及び採草  
 放牧地についての同法第四条第一項及び第五  
 第一項の許可に関する処分を行うに当たつて  
 は、これらの土地が農用地利用計画において指  
 定された用途以外の用途に供されないようにし  
 なければならない。  
 （農地等についての権利の取得のあつせん）  
**第十八条** 農業委員会は、農業委員会等に関する  
 法律第六条第二項の規定に基づき、農用地区域  
 内にある土地について、その土地の農業上の利  
 用を確保するため、所有権の移転又は使用及び  
 収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあ  
 つせんを行うに当たつては、農業振興地域整備  
 計画に基づき、その土地に関する権利の取得が  
 農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農  
 地保有の合理化に資することとなるようにしな  
 ければならない。  
 （協定の締結等）  
**第十八条の二** 農用地利用計画において第三条第  
 四号に掲げる土地としてその用途が指定された  
 土地において同号に規定する施設を適切に配置  
 し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、  
 同号に規定する施設のうち適切に配置されるこ  
 とが営農環境の確保上特に必要と認められる農  
 林水産省令で定める施設の用に供することを予  
 定する土地を含む農業振興地域内にある相当規  
 模の一団の土地（公共施設の用に供する土地そ  
 の他政令で定める土地を除く。）について所有  
 権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方

公共団体を除く。以下「土地所有者等」とい  
 う。）は、市町村長の認可を受けて、これらの  
 土地についての当該施設の用に供することを予  
 定する土地の区域の設定及びこれと併せて行  
 う当該施設の用に供しないことを予定する土地  
 の区域の設定に関する協定（以下第十八条の十一  
 までにおいて「協定」という。）を締結するこ  
 とができる。  
 2 協定においては、次に掲げる事項を定めるも  
 のとする。  
 一 協定の目的となる土地の区域（以下「協定  
 区域」という。）  
 二 協定に係る施設  
 三 協定区域の区分で次に掲げるもの  
 イ 前号に掲げる施設の用に供することを予  
 定する土地の区域  
 ロ 前号に掲げる施設の用に供しないことを  
 予定する土地の区域  
 四 協定の有効期間  
 五 第三号に掲げる区域に係る協定の違反が  
 あつた場合の措置  
 3 協定においては、前項各号に掲げるもののほ  
 か、農業振興地域内にある土地のうち協定区域  
 に隣接した土地であつて、協定区域の一部とす  
 ることが当該協定の目的の達成上必要なもの  
 として協定区域の土地とすることを予定するもの  
 （以下「協定区域予定地」という。）を定めるこ  
 とができる。この場合において、協定区域予定  
 地は、同項第三号イ又はロに掲げる区域に区分  
 されたものでなければならない。  
 4 協定においては、第二項第三号イに掲げる区  
 域（協定区域予定地のうち同号イに掲げる区域  
 として区分された土地の区域を含む。）は、農  
 用地利用計画において第三条第四号に掲げる土  
 地としてその用途が指定された土地の区域内に  
 設定されるものでなければならない。  
 5 協定については、協定区域内の土地に係る土  
 地所有者等の全員の合意がなければならぬ。  
 6 協定の有効期間は、十年を超えてはならぬ。  
 （協定の内容及と法令等との関係）  
**第十八条の三** 協定の内容は、この法律及びこの  
 法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む）  
 並びにこれらに基づく処分と違反するも  
 のであつてはならない。  
 2 協定の内容は、法令に基づき策定された国又  
 は地方公共団体の計画に適合するものでなけれ  
 ばならない。

（協定の縦覧等）  
**第十八条の四** 市町村長は、第十八条の二第一項  
 の認可の申請があつたときは、農林水産省令で  
 定めるところにより、その旨を公告し、当該協  
 定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供  
 しなければならない。  
 2 前項の規定による公告があつたときは、関係  
 人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協  
 定について、市町村長に意見書を提出すること  
 ができる。  
 （協定の認可）  
**第十八条の五** 市町村長は、第十八条の二第一項  
 の認可の申請が次の各号のすべてに該当するこ  
 とは、当該協定を認可しなければならない。  
 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反す  
 るものでないこと。  
 二 協定区域（協定において協定区域予定地を  
 定める場合には、当該協定区域予定地の区域  
 を含む。）が協定の目的を達成するために必  
 要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施  
 設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超え  
 ない一団の土地であること認められること。  
 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土  
 地の利用を不当に制限するものでないことそ  
 の他妥当なものであること。  
 四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成  
 に資すると認められるものであること。  
 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林  
 水産省令で定めるところにより、その旨を公告  
 し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務  
 所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定  
 区域である旨を当該協定区域内に明示しなけれ  
 ばならない。  
 （協定の変更）  
**第十八条の六** 協定に係る土地所有者等は、協定  
 において定めた事項を変更しようとする場合に  
 いては、全員の合意をもつてその旨を定め、  
 市町村長の認可を受けなければならない。  
 2 前二条の規定は、前項の認可について準用す  
 る。  
 （協定の効力）  
**第十八条の七** 第十八条の五第二項（前条第二項  
 において準用する場合を含む。次条第一項にお  
 いて同じ。）の規定による認可の公告があつた  
 協定に定める事項のうち、第十八条の二第二項  
 第三号ロに掲げる区域に関する事項は、その公  
 告のあつた後において当該区域内の土地に係る

土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(協定成立後の協定への参加)

第十八条の八 第十八条の五第二項の規定による認可の公告のあつた後いつても、第十八条の二第二項第三号に掲げる区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、協定に参加することができる。この場合において、協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等が当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあつた時以後、同条第三項の規定により協定において定めるところに従い、同条第二項第三号イ又はロに掲げる区域の一部となるものとする。

第十八条の九 協定に係る土地所有者等は、協定区域予定地の区域内の土地(第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域として区分された土地を除く。)に係る土地所有者等に対し当該協定への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があつたときは、全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをなすべき旨を申請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等の協定への参加が第十八条の五第一項の規定に照らして相当であり、かつ、当該協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であるとき認めるときは、あつせんを行うことができる。

(協定の廃止)

第十八条の十 協定に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可を受けた協定を廃止しようとする場合においてはその過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(協定の認可の取消)

第十八条の十一 市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後に

いて、当該認可に係る協定の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該協定に係る土地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

(施設の維持運営に関する協定の締結等)

第十八条の十二 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第八条第二項若しくは第六号に掲げる施設又は同項第四号若しくは第六号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

2 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の目的となる施設の名称及び所在

二 協定の目的となる施設の維持運営の方法、維持運営に要する費用の負担の方法その他当該施設の維持運営に関する事項

三 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項

四 協定を変更し、又は廃止する場合の手續

五 協定の有効期間

六 その他必要な事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定

にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。

二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。

三 協定において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。

4 第十八条の二第六項及び第十八条の三の規定は、協定について準用する。

5 前三項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(協定に関する助言及び指導)

第十八条の十三 国及び地方公共団体は、第十八条の二第一項又は第十八条の十二第一項の協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

(適用除外)

第十九条 農用地区域内にある土地であつて、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについては、この章の規定を適用しない。

第六章 雑則

(援助)

第二十条 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行なうように努めるものとする。

(生活環境施設の整備)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農業振興地域整備計画の達成に資するため、当該農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第二十二条 国は、農用地区域内において農用地等としての利用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲り渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第五条の規定の趣旨に即し、農業振興地域における農業の振興に資するため積

極的に国有林野の活用を図るよう努めるものとする。

(土地の譲渡しに係る所得税等の軽減)

第二十三条 個人又は法人がその所有する土地を第十三条の二第一項の規定による交換分合、第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会のあつせんによつて譲り渡した場合に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、所得税又は法人税を軽減する。

(権限の委任)

第二十四条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第二十五条 削除

第七章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条の規定に違反した者

二 第十五条の二第一項の規定に違反した者

三 第十五条の三の規定による命令に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四六年一月三十一日法律第一三三三号) 抄

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和五〇年六月一三日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(農業振興地域整備基本方針の変更に関する経過措置)

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(同条第二項第三号に掲げる事項のうち改正後の法第三条第四号に掲げる土地に係る部分に限る。)を変更しなければならない。この場合には、法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。  
(開発行為に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に着手している開発行為(改正後の法第十五条の十五第一項の開発行為をいう。)については、同項本文の規定は、適用しない。  
附則 (昭和五三年七月五日法律第八七号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年五月二八日法律第六五号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行の際現に前項の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下「改正前の農振法」という。)第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によつて設定されている同条に規定する利用権は、第七条第一項の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによつて設定された賃借権又は使用貸借による権利とみなす。

6 この法律の施行前にされた改正前の農振法第十五条の三第一項の認可及び改正前の農振法第十五条の四第一項の認可(廃止に係る認可を除く。)に係る農用地利用増進規程は、第四条第六項の承認に係る実施方針とみなす。

7 市町村は、この法律の施行後遅滞なく、前項の規定により実施方針とみなされた農用地利用増進規程を補充し、都道府県知事の承認を受けなければならない。第四条第二項から第五項まで、第七項及び第八項の規定は、この場合について準用する。  
附則 (昭和五九年七月一三日法律第五五号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する法律第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(改正後の同法第四条第二項第四号に掲げる事項に限る。)を変更しなければならない。この場合には、同法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。  
附則 (昭和六二年六月二日法律第六三号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第四五号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則 (平成五年六月一六日法律第七〇号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年六月一六日法律第七二号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年一月二二日法律第八九号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会(諮問等)がされた不利益処分に関する経過措置

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。  
(政令への委任)  
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一年七月二六日法律第八七号)抄  
第一条 (施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四

項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定、公布の日  
(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十二條 施行日前に第二百八十五條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律(以下この条及び附則第九十七條において「旧農業振興地域の整備に関する法律」という。)第八條第四項(旧農業振興地域の整備に関する法律第十三條第四項において準用する場合を含む。)次項において同じ。の規定による認可を受けた農業振興地域整備計画は、第二百八十五條の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律(以下この条及び附則第九十七條において「新農業振興地域の整備に関する法律」という。)第八條第四項(新農業振興地域の整備に関する法律第十三條第四項において準用する場合を含む。)次項において同じ。の規定による協議が調い、かつ、同意を得た農業振興地域整備計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧農業振興地域の整備に関する法律第八條第四項の規定によりされている認可の申請は、新農業振興地域の整備に関する法律第八條第四項の規定によりされた協議の申出とみなす。  
(国等の事務)

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）  
**第六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）  
**第六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
**第六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
**第六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年八月四日法律第二二〇号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（農用地等の確保等に関する基本指針に関する経過措置）  
**第二条** 農林水産大臣は、この法律の施行前に、この法律による改正後の農業振興地域の整備に関する法律（以下「新法」という。）第三条の二の規定の例により、農用地等の確保等に関する基本指針を定めなければならない。

2 前項の規定により定められた基本指針は、新法第三条の二第一項の規定により定められた基本指針とみなす。

（農業振興地域整備基本方針に関する経過措置）  
**第三条** この法律の施行前にこの法律による改正前の農業振興地域の整備に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第五項（旧法第五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による承認を受けた農業振興地域整備基本方針は、新法第四条第五項（新法第五条第三項において準用する場合を含む。次

項において同じ。）の規定による協議が調い、かつ、同意を得た農業振興地域整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第四条第五項の規定により農林水産大臣に対してされた協議の申出とみなす。

都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、旧法第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針を変更しなければならない。この場合には、新法第四条第四項から第七項まで及び第五条第二項の規定を準用する。

（罰則に関する経過措置）  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄  
**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定。公布の日

附則（平成二十三年七月一日法律第一〇七号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一四四号）抄  
**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月三十一日法律第八四号）抄  
**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年六月九日法律第八四号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月九日法律第八四号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日法律第一二二号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日法律第一二二号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一日法律第一二二号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日法律第一二二号）抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



(政令への委任)  
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)  
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為について不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)  
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団

体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)  
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十八号から第二十九号第一項及び第七項、第三十号から第四十号まで、第四十七号(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る)、第五十号、第九十九号並びに第九十五号の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項の規定により都道府県機構が述べた意見とみなす。

(罰則に関する経過措置)  
第一百四十四号 抄

この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三〇年五月一八日法律第二三三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)  
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)  
第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農業経営基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年五月二四日法律第二二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七号までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第一号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定(同条第二項第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。)並びに同法第二十三条第十項及び第三十三号の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定(同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除

く)

く)、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定(「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、同法第三十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第八条** この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和四年五月二七日法律第五三

号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** この法律の施行前にこの法律による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定

による公告があつた所有権移転等促進計画についての農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域(同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第五条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年五月二七日法律第五六

号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第十五条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

**第二十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八

号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日